

広島市告示第397号  
令和4年7月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 石内ショッピングプラザ
  - (2) 所在地 広島市佐伯区五日市大字石内字兼丸6801番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
コーナン商事株式会社  
代表取締役 疋田 直太郎  
堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (変更前) 別紙のとおり
  - (変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日  
別紙のとおり
- 5 届出年月日  
令和4年7月22日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和4年7月26日から令和4年11月26日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年11月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小売業者		住所	備考
名称	代表者		
コーナン商事 株式会社	代表取締役 疋田 直太郎	堺市西区鳳東町四丁401番地1	
マックスバリュ 西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番 52号	
株式会社 アージュ	代表取締役 田村 英樹	広島市西区商工センター二丁目 15番1号	
小野株式会社	代表取締役 小野 兼資	香川県高松市塩屋町14番5号	令和4年4月1日 事業譲渡
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四丁目39番 8号	
株式会社マック ハウス	代表取締役 白土 孝	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	令和元年12月4日 退店
他未定			

(変更後)

小売業者		住所	備考
名称	代表者		
コーナン商事 株式会社	代表取締役 疋田 直太郎	堺市西区鳳東町四丁401番地1	
マックスバリュ 西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原南一丁目3番 52号	令和元年9月10日 代表者変更
株式会社 アージュ	代表取締役 増田 英紀	広島市西区商工センター二丁目 15番1号	平成29年3月1日 代表者変更
株式会社 ドリーム	代表取締役 小野 兼資	香川県高松市塩屋町14番5号	令和4年4月1日 事業承継
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区荻窪四丁目30番 16号	平成29年7月1日 住所変更 平成31年4月1日 代表者変更